

2016年8月

## 新設されたフィリピン競争法・施行規則について

フィリピンでは、ASEAN加盟国の中で唯一競争法が定められていませんでしたが、今般、2015年8月8日にフィリピン競争法（Philippine Competition Act<sup>i</sup>。以下「PCA」）が施行され、2016年6月18日にはフィリピン競争法施行規則（Implementing Rules and Regulations。以下「IRR」）が施行されるに至りました。

フィリピンにおいて、どのような行為がPCA違反となり、どのようなM&Aの場合に事前届出が必要となるのかを知っておかなければ、予期せぬ巨額の制裁金等を課されることになりかねません。

そこで、本稿では、今般施行されたPCA・IRRの中核である、禁止される行為（競争制限協定、市場支配的地位の濫用）、及び事前届出が必要となるM&Aについて、ご説明いたします。

## 1 はじめに

フィリピンでは、個別法により不正競争は禁止されていたものの、執行に関する具体的なルールを欠いていたことなどから、不正競争を禁止する個別法が実際に執行されたことはほとんどありませんでした。しかしながら、25年にもわたって審議が続けられた結果、ようやくPCAが施行されました。PCAは、EUの競争法をベースとしつつも米国トラスト法の考え方等も参考にされた独自の内容となっており、実務に与える影響も大きいと考えられています。

さらに、PCAを執行する機関であるフィリピン競争委員会（日本の公正取引委員会に相当するような競争当局）が設置され、IRRも施行されるに至りました。特にIRRにおいては、PCA段階では未だ不完全であったM&Aの事前届出が必要とされる基準等について詳しく規定されています。

そして、PCAは、フィリピンで取引を行うすべて

の企業に適用され、フィリピン国外で行われた行為であっても、直接的、実質的かつ合理的に予見可能な影響をフィリピン国内の取引等に与えるものについては適用対象となります（PCA Section 3, IRR Rule 1 Section 2）。それゆえ、フィリピン国内で取引やM&A等を行う日本企業はもちろんのこと、フィリピン国外で取引を行う日本企業にとっても、PCAによって禁止される行為や、M&Aにおいて事前届出が必要となる基準や手続を認識しておく必要があります。

そこで、本稿では、日本企業にとっても特に注意が必要と考えられる、次の事項を中心に解説し、これらに違反した場合にどのような制裁が課されるのかについても最後にご説明します。

- PCAが禁止している行為
  - ・競争制限協定
  - ・市場支配的地位の濫用
- M&A規制
  - ・M&Aにおいて届出が必要となる基準
  - ・届出に付随する手続上の留意点

## 2 PCAが禁止している行為

## (1) 競争制限協定（PCA Section 14, IRR Rule 3 Section 1）

まず、下記①②の競争者間の合意については、そのような合意にあたるだけで（実質的に競争を制限する目的又は効果の有無を問わず）、当然に禁止されています。

- ① 価格やその他の取引条件に関する競争を制限する合意
- ② 入札談合等

①は価格カルテルのみならず、例えば、値引きや信用取引をしない合意をする場合等も含まれると考えられます<sup>ii</sup>。

次に、下記③④の競争者間の合意については、実

【監修者】パートナー 弁護士 藪内 俊輔  
[http://www.kitahama.or.jp/lawyers/detail.php?contents\\_id=SY020131105000000075](http://www.kitahama.or.jp/lawyers/detail.php?contents_id=SY020131105000000075)

【執筆者】弁護士 河浪 潤  
[http://www.kitahama.or.jp/lawyers/detail.php?contents\\_id=SY020131209134809878](http://www.kitahama.or.jp/lawyers/detail.php?contents_id=SY020131209134809878)

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係  
 (TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

〔大 阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業  
 〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル  
 TEL 06-6202-1088 (代) / FAX 06-6202-1080-9550

〔東 京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所  
 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー14F  
 TEL 03-5219-5151 (代) / FAX 03-5219-5155

〔福 岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所  
 〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25  
 キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F  
 TEL 092-263-9990 / FAX 092-263-9991  
<http://www.kitahama.or.jp/>

質的に競争を制限する目的又は効果がある場合にのみ、禁止されることとなります。

- ③ 生産、販売、技術開発又は投資を制限する合意
- ④ 売上・購入の量、地域、商品・サービスの種類、仕入先・取引先等に関して、市場を分割又は割り当てる合意

さらに、上記①～④以外でも、⑤実質的に競争を制限する目的又は効果を有するその他の合意について包括的に禁止されています。ただし、⑤に関しては、商品・サービスの生産や流通を向上させる場合や技術・経済を促進する場合で、結果として消費者が公平にそれらの利益を得られるものについては、違法となりません。

なお、①～④に関しては条文上「競争者間の」合意に限定されていますが、⑤に関しては条文上「競争者間の」という文言が含まれていません。それゆえ、フィリピン競争委員会がどのような解釈・運用をするのか現時点では明らかではありませんが、⑤については、必ずしも「競争者間の」水平的な合意に限定されるわけではなく、取引先等との垂直的な合意も含まれると解釈される可能性があります<sup>iii</sup>。

## (2) 市場支配的地位の濫用

### ア 市場支配的地位の判断

まず、「市場支配的地位」にあたるか否かの判断にあたっては、当該企業の市場におけるシェアや市場価格を設定したり供給を制限する能力、競業他社の能力や影響力等さまざまな要素を考慮して判断されることとなります（IRR Rule 8 Section 2）。

また、当該企業の市場におけるシェアが50%以上となる場合には、「市場支配的地位」であることが推定されることとなります（IRR Rule 8 Section 3）。

そして、上記における「市場」の捉え方に関しては、商品・サービスの代替性、及び地理的観点から判断されます。その判断にあたっては、①消費者にとって代替可能となる地理的範囲や代替に要する時間、②商品・サービス、原材料等の流通費用、③需要者が他の市場を探す場合の費用と可能性、④需要者が代替物を取得又は供給者が代替物を供給する場合の国内外の制限といった事情が考慮されます（PCA Section 4 (K), IRR Rule 5）。

PCAにおいては、このように「市場支配的地位」を考える以上、日本の独占禁止法において優越的地位の濫用にあたるかを判断する際に一般的

に用いられる、濫用する側と濫用される側の相対的な関係に着目するような考え方とは異なり、絶対的な市場における優越性があることを前提にして、次に述べる①～⑨の行為が「濫用」にあたるか否かを判断する必要があると考えられます。

### イ 濫用にあたる行為

PCAにおいては、市場支配的地位を有することそれ自体は禁止されないことが明記されています。

禁止されているのは、市場支配的地位を「濫用」し、実質的に競争を制限する次の①～⑨の行為となります（PCA Section 15, IRR Rule 3 Section 2）。

- ① 市場から競争を排除するために、原価を下回る価格で商品・サービスを提供する行為
- ② 競争者の市場への参入や競争者の市場での成長を妨げる行為
- ③ 取引と関係のない義務を負うことを取引の条件とする行為
- ④ 同一の商品・サービスに関して、不合理に差別的な価格や他の条件を設定する行為
- ⑤ 商品・サービスの売買や貸与に際し、(i)再販売価格の指定、(ii)再販売価格に基づくディスカウントやリベートの設定、(iii)競争者との取引の制限等を行うことによって、再販売の場所・相手・取引方法を制限するもので、実質的に競争を制限する目的又は効果のある行為
- ⑥ 直接関係のない別の商品・サービスの購入を条件として、特定の商品・サービスを提供する行為
- ⑦ 農水産業を営む者や中小企業等に対して、商品・サービスの提供につき、不公正に低い価格を設定する行為
- ⑧ 競争者・顧客・仕入先・消費者に対して、不公正な購入価格又は販売価格を設定する行為
- ⑨ 消費者を害することとなる、生産、販売又は技術開発を制限する行為

ただし、市場における商品・サービスの生産や流通を向上させる場合や技術・経済を促進する場合で、結果として消費者が公平にそれらの利益を得られるものについては、市場支配的地位の濫用に該当しないものとされます。

### 3 M&A規制

#### (1) M&Aにおいて届出が必要となる基準

##### ア 概要

フィリピンにおける M&A の主なスキームとしては、合併・資産譲渡・株式譲渡（以下「合併等」）が考えられます。

そして、合併等が一定の基準を満たす場合には、両当事者（の親会社又は権限を与えられた者）は事前にフィリピン競争委員会に届出を行う必要があり、届出後待機期間が経過するまでの間は取引を実行することができません（IRR Rule 4 Section 2）。

この事前届出は、基本的には、次の合併等の場合に必要となります（IRR Rule 4 Section 3。なお、2016年8月現在において1ペソ≒2.1円です。また、資産や売上高は簿価で判断されます）。

- (a) 取得側又は取得される側の少なくとも一方のグループ会社における、フィリピン国内の合計売上高又はフィリピン国内の資産価値が10億ペソを超え、かつ
- (b) 取引額が10億ペソを超える場合

日本の独占禁止法とは異なり、(a)取引主体に着目した基準のみならず、(b)取引額に着目した基準についても検討する必要があるので注意が必要です。

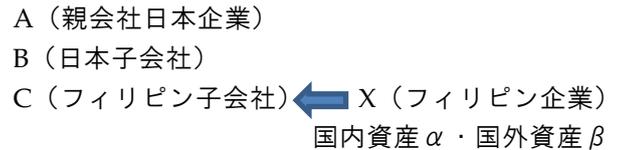
##### イ 取引額の考え方

上記(b)の取引額10億ペソを超えるかについては、フィリピン国内・国外いずれの合併・資産譲渡か、国内外双方を含むものか、はたまた譲渡対象が株式かによって、下記(ア)～(エ)のようにそれぞれ異なる基準で判断する必要があります（IRR Rule 4 Section 3 (b)）。

##### (ア) フィリピン国内の合併・資産譲渡の場合

- (i) 当該取引により取得される資産の総額が10億ペソを超える場合、又は
- (ii) 取得される資産により生み出されるフィリピン国内の売上高が10億ペソを超える場合

例えば、次の図のように、日本企業である親会社 A が日本子会社 B とフィリピン子会社 C をもっており、C が別のフィリピン企業 X の国内資産  $\alpha$  の譲渡を受けるという場合を考えてみましょう。



この場合、まずは、(a) 取引主体に着目し、A グループ (A～C) か X のいずれか一方のフィリピン国内の合計売上高又はフィリピン国内の資産が10億ペソを超えるかどうかを判断します。

次に、(b) 取引額に着目し、(i) 譲渡対象となる資産  $\alpha$  が10億ペソを超えるか、又は(ii)  $\alpha$  により生み出される売上高が10億ペソを超える場合に、A (又は A から権限を与えられた C 等) 及び X (又は X から権限を与えられた者) による事前届出が必要となります。

##### (イ) フィリピン国外の合併・資産譲渡の場合

- (i) 取得側のフィリピンにおける資産の総額が10億ペソを超え、かつ
- (ii) フィリピン国外で取得される資産により生み出されるフィリピン国内の売上高が10億ペソを超える場合

例えば、上記の例で、C が X の国外資産  $\beta$  の譲渡を受けるという場合、(a) 取引主体に着目した基準についての判断は上記と同様ですが、(b) 取引額の判断については、(i) A グループのフィリピンにおける資産の総額が10億ペソを超え、かつ(ii) 譲渡対象となる国外資産  $\beta$  により生み出されるフィリピン国内の売上高が10億ペソを超える場合に、事前届出が必要となります。

##### (ウ) フィリピン国内外の合併・資産譲渡の場合

- (i) 取得側のフィリピンにおける資産の総額が10億ペソを超え、かつ
- (ii) フィリピンで取得される資産とフィリピン国外で取得される資産により生み出されるフィリピン国内の売上高が10億ペソを超える場合

例えば、上記の例で、C が X の国内資産  $\alpha$  及び国外資産  $\beta$  の譲渡を受けるという場合、上記で述べた (a) 取引主体の判断に加え、(b) 取引額の判断については、(i) A グループ

のフィリピンにおける資産が 10 億ペソを超え、かつ(ii) 譲渡対象となる国内資産  $\alpha$  及び国外資産  $\beta$  により生み出されるフィリピン国内の売上高の合計が 10 億ペソを超える場合に、事前届出が必要となります。

なお、仮に C と X が合併する場合についても、これと同様に考えることとなります。

### (エ) 株式譲渡の場合（株式会社でない場合の持ち分の場合も同様）

- (i) 株式自体を除いて、当該株式会社等が有するフィリピン国内の資産の総額が 10 億ペソを超える場合、  
又は
- (ii) 株式自体を除いて、当該株式会社等のフィリピン国内の売上高が 10 億ペソを超える場合で、
- (iii) 当該株式譲渡の結果、当該株式会社の株式の議決権につき新たに 35%又は 50%を超えて有することとなる場合

例えば、上記の例で、これまで X の株式を持っていなかった C が X の議決権付株式 40% の譲渡を受ける場合、上記で述べた (a) 取引主体の判断に加え、(b) 取引額の判断については、(i) X のフィリピンにおける資産が 10 億ペソを超える場合、又は(ii) X のフィリピン国内の売上高が 10 億ペソを超える場合には、(iii) 本件では C は X の株式の議決権につき新たに 35%を超えて有することになっているので、事前届出が必要となります。

### ウ 合併会社設立の場合

上記で述べた合併等とは別に、合併会社設立 (Joint Venture。以下「JV」) の場合には、以下の基準を満たす場合に、JV に参画する企業が、事前届出をする必要があります (IRR Rule 4 Section 3 (d))。

- (i) フィリピンで結合されるか JV に寄与される資産の総額が 10 億ペソを超える場合、  
又は
- (ii) フィリピンで結合されるか JV に寄与される資産により生み出されるフィリピン国内の売上高が 10 億ペソを超える場合

例えば、日本企業 A とフィリピン企業 X が、それぞれフィリピン国内や国外にある施設や土地

等の資産を提供してフィリピンにおいて JV を設立するという場合、(i) それぞれから提供された資産の総額が 10 億ペソを超える場合、又は(ii) それぞれから提供された資産により生み出されるフィリピン国内の売上高が 10 億ペソを超える場合に、A 及び X が事前届出をする必要があります。

「JV に寄与される資産」の範囲については、フィリピン競争委員会が今後どのように解釈・運用するか現時点では明らかになっていませんが、日本企業 A が JV のために日本にある設備等を活用する場合、これらについても含まれ得ると考えられます。

### (2) 届出に付随する手続の留意点

#### ア 事前協議

実際に事前届出をする前に、合併等をする両当事者はフィリピン競争委員会に対して予定している合併等の種類やその市場について通知し、事前協議をすることができます。この事前協議においては、当事者はフィリピン競争委員会から法的拘束力のない助言を受けることができます (IRR Rule 4 Section 4)。

#### イ 届出後の手続

届出書の提出がなされると 15 日以内にその届出の形式要件がチェックされ、問題ないと判断されれば 30 日間の待機期間が始まり、フィリピン競争委員会は、必要であればより詳細な情報を提出するよう当事者に求めることができます (IRR Rule 4 Section 5)。

この提出要請があった場合には、待機期間は提出要請を当事者が受領した日からさらに 60 日間延長されることとなります。ただし、いかなる場合でも審査期間は当初の届出の形式要件が問題ないと判断された時から 90 日を超えないものとされています。

仮にフィリピン競争委員会が何の決定も出さないうまま待機期間が過ぎた場合には、合併等は承認されたものとみなされ、当事者は実行手続に移ることができます。ただし、当事者が延長申請をすることなく提出要請から 15 日以内に追加情報を提出しなかった場合には、届出が失効したものとみなされ、再度届出を行う必要が生じますので注意が必要です。なお、当事者が追加情報の提出に関して延長申請をした場合には、その延長期間に応じて審査期間も延長されることとなります (例えば、10 日間の延長申請が認められた場合、本

来であれば当初の届出から90日を超えないものとされている審査期間について、100日以内となります。

#### ウ 届出の審査

フィリピン競争委員会による審査の結果、合併等が競争を実質的に制限すると判断された場合には、フィリピン競争委員会により、以下いずれかの措置が実施されます（IRR Rule 4 Section 6）。

- ① 合併等の実行を禁止
- ② フィリピン競争委員会が指示する変更がなされない限り合併等の実行を禁止
- ③ フィリピン競争委員会が指示する規約の締結がなされない限り合併等の実行を禁止

#### エ 禁止される合併等の例外

合併等が競争を実質的に制限する場合であっても、当事者が下記①又は②のいずれかにあたることを立証した場合には、例外的に禁止を免れることができます（IRR Rule 4 Section 10, 11）。

- ① 合併等によりもたらされる効率性の利益が、合併の結果競争が制限される不利益を上回る場合
- ② 当事者が現に差し迫った財政危機に直面しており、資産を活用する手段の中で当該合併等が最も競争を制限しないものである場合

## 4 違反した場合の制裁

### (1) 競争制限協定に関する違反

競争制限協定を締結し、PCA Section 14 に違反した場合、初回の違反であれば1億ペソ以下の行政制裁金が課され、二度目以降の違反であれば1億ペソ以上2億5000万ペソ以下の行政制裁金が課されます（PCA Section 29）。

さらに、競争制限協定のうち、包括規定を除くものすべて（上記「2（1）競争制限協定」で述べた①～④）については刑事罰の対象にもなり、2年から7年の禁錮刑、及び5000万ペソ以上2億5000万ペソ以下の罰金が科されます（PCA Section 30）。

もっとも、上記「2（1）競争制限協定」で述べた①～④に関しては、リニエンスー制度の対象ともされており、違反当事者がフィリピン競争委員会に対して自主的に違反の事実を申告し、一定の条件を満たす場合には、免責又は行政制裁金や罰金の減額等を受けられます（PCA Section 35）。このリニエンスー制度の詳細については今後フィリピン競争委員会において定められることとされています。

### (2) 市場支配的地位の濫用に関する違反

市場支配的地位を濫用し、PCA Section 15 に違反した場合、初回の違反であれば1億ペソ以下の行政制裁金が課され、二度目以降の違反であれば1億ペソ以上2億5000万ペソ以下の行政制裁金が課されます（PCA Section 29）。

### (3) M&A 規制に関する違反

事前届出が必要となる基準を満たすにも関わらず届出を行わなかった場合、当該合併等は無効となり、当事者は合併等の取引額の1%～5%の行政制裁金が課されます（PCA Section 17）。

例えば、日本企業Aが、別の日本企業Yから、日本においてYの株式の譲渡を受けるという場合であっても、Yがフィリピンで事業展開をしているなどの事情により、当該株式譲渡が、直接的、実質的かつ合理的に予見可能な影響をフィリピン国内の取引等に与えるもので、さらに届出基準を満たす場合には、A及びYはフィリピン競争委員会への届出をする必要があります。このとき仮に必要な届出を欠いた場合、少なくともフィリピン法が適用される範囲（フィリピン国内）においては、当該株式譲渡が無効になるため、Yがフィリピンにおいて展開している事業取引等が継続困難になりかねません。

### (4) 第三者の損害賠償

上記（1）～（3）のそれぞれの場合において、上記で述べたことに加え、PCA 違反により直接の損害を被った者から、フィリピン競争委員会の事前調査が終了した後に、別途個別に損害賠償請求をされる可能性もあります（PCA Section 45）。

## 5 最後に

現時点ではPCA・IRRの解釈・運用について明らかになっていない事項もありますので、今後フィリピン競争委員会が公表するガイドライン等や、実際どのようにPCA・IRRが解釈運用されるのかについても注視していく必要があります。

<sup>i</sup> PCA及びIRRの条文については、フィリピン競争委員会(Philippine Competition Commission)のウェブサイト上に掲載されております。

<http://www.phcc.gov.ph>

<sup>ii</sup> Francisco Ed. Lim “A new competition law at last!” (July 11, 2015) ACCRALAW ウェブサイト参照。

<http://www.acralaw.com/publications/new-competition-law-last-0>

<sup>iii</sup> 園田観希央・川原健司「フィリピン競争法の成立及びその概要」国際商事法務 Vol. 43, No.11 (2015)